

I ホームヘルプサービス介護報酬の告示上の金額

II 唐津市介護予防日常生活支援総合事業訪問介護サービス報酬金額の告示上の金額

1. 介護給付

(1) サービス利用料金(1回当たり:円) ◎ 特定事業所加算 II により単位数の10%が加算されます。

区分	適用	単位数	自己負担額	身体介護の(2)～(4)に引続き、生活援助を行った場合
身体介護が中心である場合	(1) 20分未満	167	167	・所要時間が20分から起算して25分増す毎に+67単位(201単位を限度)
	(2) 20分以上30分未満	250	250	
	(3) 30分以上1時間未満	396	396	
	(4) 1時間以上	579	579	
	1時間を越えて30分を増す毎に追加	+84	+84	
生活援助が中心である場合	(1) 20分以上45分未満	183	183	
	(2) 45分以上	225	225	

(2) その他の加算

- 1 緊急時訪問介護加算 100単位(1回)
- 2 初回加算 200単位(月)
- 3 早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)は所定金額に25/100を加算
深夜(22:00～6:00)は所定金額に50/100を加算
- 4 利用者の状況等に応じ、2人介護が必要と認められる場合、同時に2人の介護員がサービスを行った場合、所定金額の200/100を加算
- 5 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の1000分の137加算(1月につき)
- 6 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の1000分の63加算(1月につき)

2. 唐津市介護予防日常生活支援総合事業訪問介護相当サービス

(1) サービス利用料金(1月当たり:円)

区分	適用	単位数	自己負担額
介護予防訪問介護相当サービス I	週1回程度の利用が必要な場合(要支援1, 2相当)	1,176	1,176
介護予防訪問介護相当サービス II	週2回程度の利用が必要な場合(要支援1, 2相当)	2,349	2,349
介護予防訪問介護相当サービス III	週2回を超える程度の利用が必要な場合(要支援2相当)	3,727	3,727

(2) その他の加算

- 1 初回加算 200単位(月)
- 2 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の1000分の137加算(1月につき)
- 3 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の1000分の63加算(1月につき)

3. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合	1割	上記記載の自己負担額(1割)
	2割	上記記載の自己負担額の倍額(2割)
	3割	上記記載の自己負担額の3倍額(3割)